

令和5年度 下段地区町政懇談会

日時：令和5年11月10日（金）

午後7時～8時

場所：下段公民館

1 挨拶 立山町長 舟橋 貴之

2 地区代表者挨拶 下段自治振興会 加納 善信 会長

3 懇談会

(1) 町からのお知らせ

①不燃ごみ毎月収集と

リングロー株式会社による使用済み小型家電収集について【1ページ】

②剪定枝・落ち葉の屋外焼却について【2ページ】

③令和5年度（緊急）省エネ設備等切替促進事業について【3ページ】

（住民課）

④たてやまスマート情報システム・防災行政無線について【別紙】

（企画政策課）

(2) 意見交換

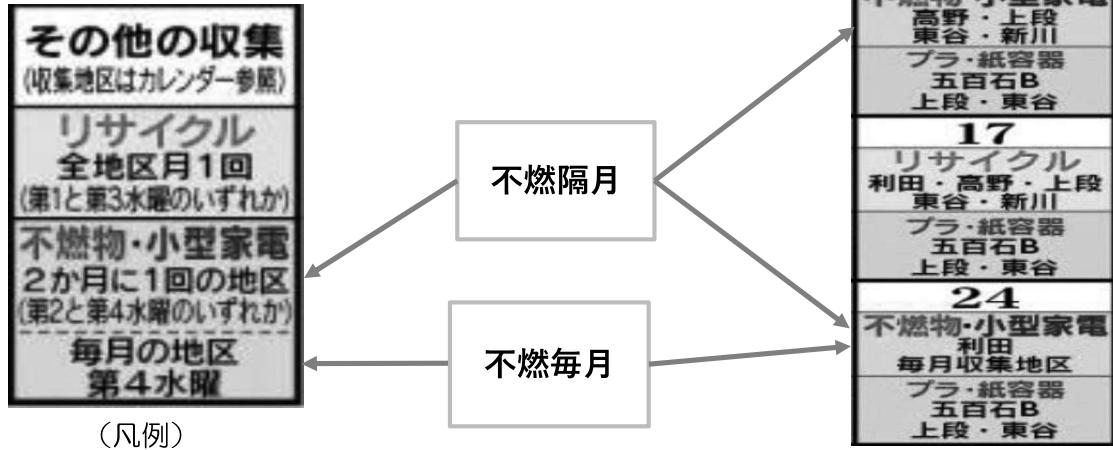
4 町議会議員挨拶 坂井 立朗 議員、広島 秀一 議員

5 閉会

●不燃ごみ収集について

令和5年度から、不燃ごみ収集の毎月対応が可能となりました。毎月収集は、第4水曜日に行っています。毎月収集を希望される場合は、年度途中からでも変更可能です。現在、約50の集落で毎月収集を実施しています。

(収集カレンダーの見方)



(凡例)

●使用済み小型家電収集について

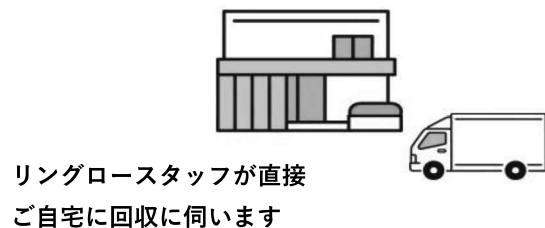
立山町とリングロー株式会社は、令和5年3月に「立山町とリングロー株式会社との使用済み小型家電処理に関する覚書」を締結しました。これは、不要となったOA機器（パソコン、タブレット端末、プリンター）を訪問により収集するものです。また、OA機器を収集する際、その他の使用済み小型家電も収集可能です。

連絡先	谷口集学校（リングロー株式会社） 住所 立山町谷口43（旧谷口小学校） 電話 076-464-3889 営業時間 午前9時から午後6時まで
-----	--

STEP1 OA機器と一緒に小型家電の回収を依頼



STEP2



担当：住民課 環境安全係
TEL：076-462-9963

剪定枝・落ち葉の屋外焼却について

野焼きは法律で禁止されていますが、以下のような例外があります。

①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

②震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

③風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

⑤たき火、その他日常生活を営む上で、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

落ち葉、剪定枝などを使ったたき火、風呂沸かし、ご飯炊き、バーベキュー、キャンプファイヤーなど

(注意)ただし、生ゴミ、紙類、プラスチック、ビニール等を焼却することはできません。

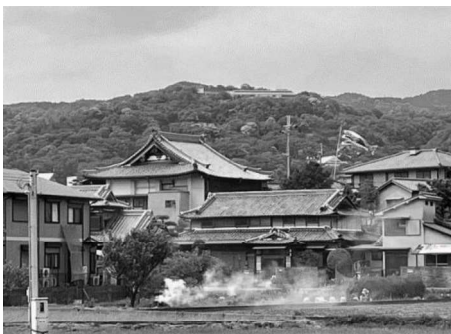
【例外に対する留意事項】

野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、あくまでも例外であることを十分認識していただき、次のことに留意してください。また、ごみの搬出量減少に向けて、皆様のご協力をお願いいたします。

■剪定枝（直径 3 センチメートル～10 センチメートルまで）は、環境センターに直接持ち込むと、たてポイント 1 キログラムあたり 4 ポイント付与します。ごみの減量化につながります。

■屋外焼却の際、火災に十分留意して、消火するまでその場を離れないようにする。

■苦情が出ないように、近隣の住民の方の理解を得て、風向きや焼却する場所、時間帯などに配慮し、大量の煙やひどい臭い等が発生しないようにする。



剪定枝や落ち葉を屋外焼却する際は、近隣の理解を得た上で、迷惑にならないよう十分に配慮しましょう。

(画像はイメージです)

令和5年度省エネ設備等切替促進事業

省電燃料高騰による家計負担軽減を目的として、町内事業者から様々な省エネ設備を導入された個人の方々に、国の交付金及び立山町環境保全基金を活用して行政ポイント（たてホ）及び補助金（対象制限有り）を補助いたします。

内容については、以下のとおりです。

① 制度開始時期 令和5年5月20日から

② 対象種類

- ・全ての世帯（たてホ）
- ・・・・エアコン、冷蔵庫、高効率給湯器、LED灯具、断熱窓ガラスフィルム、床下断熱シート
- ・75歳以上高齢者同居世帯（たてホ又は現金）・・・エアコン
- ・75歳のみ世帯（たてホ及び現金）
- ・・・・エアコン、高効率給湯器
- ・3世代以上同居世帯・・・エアコン、高効率給湯器
- ・全ての世帯・・・薪等ストーブ

P三たてホ（ポイント）

それぞれの補助率、補助金額等は下記のとおりです。

種別	条件等	支払後申請	要事前申請	支払後申請	要事前申請	要事前申請	
エアコン	2027統一省エネラベル★3以上	新付与数 30,000P 新付与率 20%	新付与数 R5	新付与数 R5	新付与数 R5	要事前申請	
	2027統一省エネラベル★2以上★3未満かつ省エネ基準達成率100%以上	15,000P 10%	無し	20%	20%	④3世代家族（交換限定）	
冷蔵庫	霜取中でも暖房が止まらない室外機にヒーター装備型（ズハ暖、スコ暖等）	無し	80,000 30%	無し	無し	無し	
	2021省エネ基準達成率100%以上	20,000P 20%	無し	無し	無し	無し	
高効率給湯器	2025省エネ基準達成率100%以上	50,000P 10%	100,000 20%	100,000 20%	100,000P 20%	無し	
	2025省エネ基準達成率100%以上	50,000P 10%	100,000 20%	100,000 20%	100,000P 20%		
	2025省エネ基準達成率100%以上	20,000P 10%	30,000 20%	無し	30,000P 20%		
	2025省エネ基準達成率100%以上	20,000P 10%	30,000 20%	無し	30,000P 20%		
	2025省エネ基準達成率100%以上	30,000P 10%	50,000 20%	無し	50,000P 20%		
LED灯具	灯具購入費及び工事費含む 電球2027基準達成率100% 照明器具2020基準達成率100%	30,000P 30%	無し	無し	無し	無し	
断熱	ガラスフィルム	20,000P 20%	無し	無し	無し	無し	
	床下断熱シート	20,000P 20%	無し	無し	無し	無し	
薪、ペレットストーブ	購入費及び工事費含む	無し	無し	無し	無し	60,000P 20%	
	申請台数	2台まで	台数制限無し	台数制限無し	台数制限無し	台数制限無し	
申請期限		R5.12.28	R6.2.29	R6.2.29	R6.2.29	R6.2.29	
他制度との併用		この制度内でいずれか一つ補助が可能。他機関（国や県）との併用は可能					可

11月1日から、電気を必要とする暖房機からの切替も付与対象となります。※

- ・①～⑤立山町内に事務所を有する法人、個人商店限定（インターネット購入不可）
- ・②75歳以上のみ世帯及び③75歳以上の家族と同居世帯の制度については、現金付与も可能です。台数制限はありません。
- ・※全ての世帯でエアコンを購入する際、全ての暖房機（エアコン、ファンヒーター、ストーブ等）との交換の場合でも補助対象とします。

NEW!

たてやまスマート情報システムの登録はお済みですか？



町からのお知らせがスマホに届きます！！

Q. どんな情報が届くの？

園企画政策課情報管理係 ☎ 076-462-9969

A. 緊急情報やイベント情報などが、メール・LINEで届きます。

配信される情報

- 緊急情報
- 行政情報
- イベント情報
- 観光情報
- 子育て情報
- 消費生活情報



豪雨発生
避難を！



クマ出没
注意！



イベント
情報！

例：LINE 配信画面



【クマ痕跡情報：西大森（大森地区）】

14:23

令和5年11月1日（水）正午頃、立山町西大森地内においてクマのフンが発見されました。付近におられる方はご注意ください。

立山町 農林課

14:23



町の情報を動画でチェック



立山町公式SNS



広報たてやま10月号



ホームページ



申請・手続き
オンライン予約



道路の異常を
見つけたら

道路リポーター
システム

たてやまスマート情報システムのご登録は



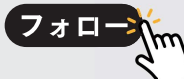
LINE



X(旧Twitter)



メール



立山町公式 X (旧 Twitter) はフォローボタンをタップ！

たてやまスマート情報システムに登録すれば、道路の異常をスマホで報告できます！

道路 リポーター システム



道路の陥没



倒木



ガードレールの破損



ご協力を
お願いします

Check!



役場では、たてやまスマート情報システム登録のお手伝いを実施しています！登録をご希望の方は、お申し付けください。



防災無線の放送内容が聞き取れないときは



電話や、
たてやまスマート
情報システムで
確認できます



防災無線
専用ダイヤル

076-462-0097

または

076-462-0098

※通話料がかかります



このチラシを
ご家庭の分かり
やすい場所
(冷蔵庫など)
に貼っておしま
しょう



LINE



メール



X(旧Twitter)

スマホが無くても
大丈夫

＼ 自宅で放送を聞くことができるスピーカー /
防災無線戸別受信機の無償貸与 **実施中!**

対象

- 町内在住でスマートフォン・パソコンを利用できず、①～③のいずれかに該当する世帯
- ① 70歳以上のみの世帯
 - ② 身体障害者等のみの世帯
 - ③ 70歳以上と身体障害者等のみの世帯

貸与を受けるには申請が必要です。申請の方法や対象となる身体障害の区分など、詳細はお問い合わせください。

圏総務課行政係 ☎ 076-462-9965

